

市第48号議案

横浜市市税条例等の一部改正

横浜市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条から第9条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第7条 法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第3項に規定する徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）又は同条第5項に規定する徴収の猶予期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る金額をその期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が

その納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第 3 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該延長を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第 8 条 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び

金額

- (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入するかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入する場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が 1,000,000 円を超え、かつ、その期間が 3 月を超える場合には、提供しようとする法第16条第 1 項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第15条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 当該徴収の猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が 1,000,000 円を超え、かつ、その期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行

令（昭和25年政令第 245 号。以下「政令」という。）第 6 条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項

4 法第15条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (2) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
- (3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- (4) 第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項

6 法第15条の 2 第 4 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 4 号に掲げる書類とする。

7 法第15条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間は、同条第 7 項の規定による通知を受けた日から20日以内とする。

（職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 9 条 第 7 条第 1 項の規定は、法第15条の 5 第 2 項において読

み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。

- 2 第7条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

第9条の次に次の4条を加える。

(職権による換価の猶予の手續)

第9条の2 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 当該猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (2) 当該猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (3) 第8条第2項第2号に掲げる書類

(申請による換価の猶予の要件等)

第9条の3 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、当該徴収金の納期限から6月以内とする。

- 2 第7条第1項の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。

- 3 第7条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項

において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第9条の4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該申請による換価の猶予（法第15条の5第1項に規定する申請による換価の猶予をいう。以下この条において同じ。）に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 納付又は納入が困難である金額
- (3) 当該申請による換価の猶予を受けようとする期間
- (4) 当該申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- (5) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- (6) 第8条第1項第2号に掲げる事項

2 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条の2各号に掲げる書類とする。

3 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次

に掲げる事項とする。

- (1) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (2) 当該申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間
- (3) 第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項

4 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第7項の規定による通知を受けた日から20日以内とする。

(担保の徴取の例外)

第9条の5 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 猶予に係る金額が 1,000,000 円以下である場合
- (2) 猶予の期間が 3 月以内である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第21条第4項中「法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第26条の2第1項の表中「法人税法第2条第5号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号」に改め、同条第3項中「場合を除く。）」の次に「又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第33条の5の2第1項中「特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者として」を削り、「第48条

の 9 の 11 第 3 項」を「第 48 条の 9 の 12 第 3 項」に改める。

第 34 条の 4 第 4 項中「第 203 条の 5 第 4 項」を「第 203 条の 5 第 5 項」に改める。

附則第 9 条の見出し中「に関する」を「の課税標準の」に改め、同条第 1 項中「第 8 項」の次に「、第 18 項」を加え、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 15 条第 18 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第 45 条、第 46 条又は第 130 条第 1 項の規定にかかわらず、法附則第 15 条第 18 項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に 5 分の 3 を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する家屋及び償却資産にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に 5 分の 2（当該償却資産が法第 389 条の規定の適用を受ける場合にあつては、2 分の 1）を乗じて得た額とする。

附則第 13 条の 3 の 4 第 1 項中「平成 24 年 1 月 2 日から平成 28 年 1 月 1 日まで」を「平成 28 年 1 月 2 日から平成 32 年 1 月 1 日まで」に、「第 76 条の 5 第 1 項」を「第 73 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「平成 24 年 1 月 2 日から平成 28 年 1 月 1 日まで」を「平成 28 年 1 月 2 日から平成 32 年 1 月 1 日まで」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税の減額の割合）

第13条の3の5 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第17条及び第18条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	1,000円
第73条第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第 2 号イ	3,900円	2,000円
第73条第 2 号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第 3 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条第 2 号の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第 2 号イ	3,900円	3,000円
第73条第 2 号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第18条 削除

（横浜市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市市税条例の一部を改正する条例（平成26年 6 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第33条の 5 の 2 第 1 項の改正規定を削る。

附則第17条の改正規定を次のように改める。

附則第17条第3項中「附則第30条第3項各号」を「附則第30条第5項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項各号」を「附則第30条第4項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項各号」を「附則第30条第3項各号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第73条第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	4,600円
第73条第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1項第2号中「附則第17条」を「附則第17条第1項」に改め、同項第3号中「、第29条の4の2第2項及び第33条の5の

2 第 1 項」を「及び第29条の 4 の 2 第 2 項」に、「平成28年条例附則第17条」を「平成28年条例附則第17条第 1 項」に改める。

附則第 8 項中「附則第17条」を「附則第17条第 1 項」に改める。

附則第 9 項中「附則第17条」を「附則第17条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第10項中「附則第17条」を「附則第17条第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中横浜市市税条例（以下「条例」という。）第33条の 5 の 2 第 1 項及び附則第 9 条の改正規定、条例附則第13条の 3 の 4 の次に 1 条を加える改正規定並びに条例附則第17条の改正規定並びに第 2 条及び附則第 4 項の規定 公布の日

(2) 第 1 条中条例第34条の 4 第 4 項の改正規定 平成28年 1 月 1 日

(都市計画税に関する経過措置)

2 平成24年 1 月 2 日から平成28年 1 月 1 日までの間に新築された第 1 条の規定による改正前の横浜市市税条例（附則第 5 項において「旧条例」という。）附則第13条の 3 の 4 第 1 項に規定する省エネルギー対策住宅に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 第 1 条の規定による改正後の横浜市市税条例（この項及び次項

において「新条例」という。) 附則第13条の3の4の規定(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に適合することにつき規則で定めるところにより証明された住宅(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。)に係る部分に限る。)は、平成27年4月1日以後に新築された新条例附則第13条の3の4第1項に規定する省エネルギー対策住宅に対して課する都市計画税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例附則第17条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 5 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第18条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 6 次の各号に掲げる期間内に、条例第82条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、条例第85条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき 2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき 3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000 本につき 4,000 円

- 7 施行日前に条例第82条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法第469条第1項第1号及び第2号に掲げる売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を施行日に販売のため所持する卸売販売業者等（条例第82条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所が市の区域内に所在するときに、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が市の区域内に所在するときに、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。
- 8 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。附則第11項において「地方税法等改正法」という。）

- ）附則第20条第4項の規定に基づく総務省令で定める様式によって、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を平成28年5月2日までに、市長に提出しなければならない。
- 9 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 10 附則第7項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、条例の規定中市たばこ税に関する部分（条例第84条、第85条及び第87条の規定を除く。）を適用する。この場合において、条例第87条の2第1項中「前条」とあるのは、「横浜市市税条例等の一部を改正する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）附則第8項」とする。
- 11 卸売販売業者等が地方税法等改正法附則第20条第8項の規定による控除を受けようとする場合は、条例第87条の規定により市長に提出すべき申告書に、同項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項の返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 12 平成29年4月1日前に条例第82条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売

販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ 3 級品の貯蔵場所が市の区域内に所在するときに、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が市の区域内に所在するときに、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 13 附則第 8 項から第11項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第 8 項	前項	附則第12項
	附則第11項	附則第13項において読み替えて準用する附則第11項
	附則第20条第 4 項	附則第20条第10項において読み替えて準用する同条第 4 項
	平成28年 5 月 2 日	平成29年 5 月 1 日
附則第 9 項	平成28年 9 月30日	平成29年10月 2 日
附則第10項	附則第 7 項	附則第12項
	前 3 項	附則第12項並びに附則第13項において読み替えて準用する附則第 8 項及び第 9 項
	附則第 8 項	附則第13項において読み替えて準用する附則第 8 項

附則第11項	附則第20条第8項	附則第20条第10項において読み替えて準用する同条第8項
--------	-----------	------------------------------

14 平成30年4月1日前に条例第82条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所が市の区域内に所在するときに、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所が市の区域内に所在するときに、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

15 附則第8項から第11項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第8項	前項	附則第14項
	附則第11項	附則第15項において読み替えて準用する附則第11項

	附則第20条第4項	附則第20条第12項において読み替えて準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第9項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
附則第10項	附則第7項	附則第14項
	前3項	附則第14項並びに附則第15項において読み替えて準用する附則第8項及び第9項
	附則第8項	附則第15項において読み替えて準用する附則第8項
附則第11項	附則第20条第8項	附則第20条第12項において読み替えて準用する同条第8項

- 16 平成31年4月1日前に条例第82条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所が市の区域内に所在するときに、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所

が市の区域内に所在するときに、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,262 円とする。

- 17 附則第 8 項から第 11 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第 8 項	前項	附則第 16 項
	附則第 11 項	附則第 17 項において読み替えて準用する附則第 11 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において読み替えて準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 31 年 4 月 30 日
附則第 9 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 31 年 9 月 30 日
附則第 10 項	附則第 7 項	附則第 16 項
	前 3 項	附則第 16 項並びに附則第 17 項において読み替えて準用する附則第 8 項及び第 9 項
	附則第 8 項	附則第 17 項において読み替えて準用する附則第 8 項
附則第 11 項	附則第 20 条第 8 項	附則第 20 条第 14 項において読み替えて準用する同条第 8 項

提 案 理 由

省エネルギー対策住宅に係る都市計画税の減額措置を適用する期間を延長するとともに、地方税法の一部改正に伴い市税の猶予制度に関する規定を設ける等のため、横浜市市税条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 7 条 法第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例
第 7 条から第 9 条まで 削除

で定める方法は、同条第 3 項に規定する徴収の猶予（以下この章
において「徴収の猶予」という。）又は同条第 5 項に規定する徴
収の猶予期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延
長」という。）に係る金額をその期間内の各月（市長がやむを得
ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月
）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、徴収の猶予
又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は
納入させる場合においては、当該分割納付又は分割納入の各納付
期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金
額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がそ
の納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができ
ないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の
規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入
期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
を変更することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期
限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額
又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納

入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第 3 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該延長を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第 8 条 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
- (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入するかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入する場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

(6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が 1,000,000 円を超え、かつ、その期間が 3 月を超える場合には、提供しようとする法第 16 条第 1 項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 当該徴収の猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が 1,000,000 円を超え、かつ、その期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「政令」という。）第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項

4 法第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は

、第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。

5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(2) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

(3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額

(4) 第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項

6 法第 15 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 4 号に掲げる書類とする。

7 法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間は、同条第 7 項の規定による通知を受けた日から 20 日以内とする。

(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第 9 条 第 7 条第 1 項の規定は、法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法について準用する。

2 第 7 条第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

(職権による換価の猶予の手続)

第 9 条の 2 法第 15 条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 当該猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績

並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(2) 当該猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

(3) 第8条第2項第2号に掲げる書類

(申請による換価の猶予の要件等)

第9条の3 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、当該徴収金の納期限から6月以内とする。

2 第7条第1項の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。

3 第7条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第9条の4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該申請による換価の猶予(法第15条の5第1項に規定する申請による換価の猶予をいう。以下この条において同じ。)に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 納付又は納入が困難である金額

(3) 当該申請による換価の猶予を受けようとする期間

(4) 当該申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しよ

うとする法第 16 条第 1 項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(5) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

(6) 第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる事項

2 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、第 9 条の 2 各号に掲げる書類とする。

3 法第 15 条の 6 の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(2) 当該申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間

(3) 第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項

4 法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間は、法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 7 項の規定による通知を受けた日から 20 日以内とする。

（担保の徴取の例外）

第 9 条の 5 法第 16 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 猶予に係る金額が 1,000,000 円以下である場合
- (2) 猶予の期間が 3 月以内である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

(市民税の納税義務者等)

第 21 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

- 4 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対する本節の規定の適用については、恒久的施設(法第 292 条第 1 項第 14 号 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 12 号の 18に規定する恒久的施設をいう。)をもってその事務所又は事業所とする。

(第 5 項省略)

(法人の均等割の税率)

- 第 26 条の 2 法人に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 ア <u>法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号</u> の公共法人 法人税法第2条第5号 及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296 条第1項の規定により均等割を課することができないもの以 外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益 事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2 に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法 人に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以 外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アか らウまでに掲げる法人を除く。)	年額 50,000 円

<p>オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この節において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされている役員を含む。）の数の合計数（以下この表において「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	
<p>（ 省 略 ）</p>	

（第2項省略）

- 3 法第312条第3項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。））に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、法第312条第6項に規定する政令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「法第312条第3項第1号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。））に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、法第312条第6項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第9号までの規定中「資本金

等の額が」とあるのは「法第 312 条第 3 項第 1 号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(第 4 項及び第 5 項省略)

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 33 条の 5 の 2 個人の市民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者（~~特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者として~~政令 第 48 条の 9 の 12 第 3 項に定める者を除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、その納税義務者に対して課する個人の市民税のうちその納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（その納税義務者に係る均等割額を第 33 条の 2 第 1 項本文の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 33 条の 5 の 6 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、その額が 100 円未満であるときは 100 円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付からその老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(第 2 項及び第 3 項省略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第 34 条の 4 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法 第 203 条の 5 第 5 項 第 203 条の 5 第 4 項 に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法第 317 条の 3 の 3 第 4 項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(第 5 項省略)

附 則

(固定資産税及び都市計画税 の課税標準の特例 に関する)

第 9 条 法附則第 15 条 (第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号、第 8 項、第 18 項、第 36 項、第 39 項並びに第 40 項を除く。以下この項において同じ。)、第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第 45 条から第 47 条まで又は第 130 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定に規定する額とする。

(第 2 項から第 5 項まで省略)

6 法附則第 15 条第 18 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第 45 条、第 46 条又は第 130 条第 1 項の規定にかかわらず、法附則第 15 条第 18 項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価

格に 5 分の 3 を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する家屋及び償却資産にあっては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に 5 分の 2（当該償却資産が法第 389 条の規定の適用を受ける場合にあつては、2 分の 1）を乗じて得た額とする。

$\frac{7}{6}$ （本文省略）

$\frac{8}{7}$ （本文省略）

$\frac{9}{8}$ （本文省略）

（新築された省エネルギー対策住宅に対して課する都市計画税の減額）

第 13 条の 3 の 4 平成 28 年 1 月 2 日から平成 32 年 1 月 1 日までの間に新築された住宅（法附則第 15 条の 6 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この条、附則第 13 条の 7 第 1 項及び附則第 13 条の 8 第 1 項において同じ。）のうち、評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第 5 の 5 の 5 — 1 (3) の等級 4 又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 73 条第 1 項第 76 条の 5 第 1 項に規定する判断の基準となるべき事項に適合することにつき規則で定めるところにより証明されたもの（以下この条において「省エネルギー対策住宅」という。）で法附則第 15 条の 6 第 1 項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条において準用する法附則第 15 条の 7 第 1 項若しくは第 2 項又は次項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から 3 年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあってはこの項の規定の適用を受ける部

分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第 15 条の 6 第 1 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。）にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第 1 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。）の 2 分の 1 に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

- 2 平成 28 年 1 月 2 日から平成 32 年 1 月 1 日まで
平成 24 年 1 月 2 日から平成 28 年 1 月 1 日までの間に新築された省エネルギー対策住宅のうち中高層耐火建築物（法附則第 15 条の 6 第 2 項に規定する中高層耐火建築物をいう。）である住宅で同項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条において準用する法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から 5 年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額（区分所有に係る住宅にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第 15 条の 6 第 2 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。）にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第 2 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めると

ころにより算定した額とする。) の 2 分の 1 に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

(第 3 項及び第 4 項省略)

(サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税の減額の割合)

第 13 条の 3 の 5 法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第 17 条 法附則第 30 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 73 条第 2 号の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 73 条第 2 号イ	3,900円	1,000円
第 73 条第 2 号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第 30 条第 2 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第 73 条第 2 号の規定の適用については、当該軽自動

車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	2,000円
第73条第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第 30 条第 3 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 73 条第 2 号の規定の適用については、当該軽自動車平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	3,000円
第73条第2号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（市たばこ税の税率の特例）

第 18 条 削除
たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ

定価法（昭和 40 年法律第 122 号）第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第 85 条の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき 2,495 円とする。

横浜市市税条例の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

第 33 条の 5 の 2 第 1 項中「政令」を「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「政令」という。）」に改める。

附則第 17 条第 3 項中「附則第 30 条第 3 項各号」を「附則第 30 条第 5 項各号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則第 30 条第 2 項各号」を「附則第 30 条第 4 項各号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「附則第 30 条第 1 項各号」を「附則第 30 条第 3 項各号」に、「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 73 条第 2 号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	4,600円
第73条第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第73条第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	4,600円
第73条第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(第1号省略)

- (2) 第73条第2号イ及びウの改正規定並びに附則第13条の8の次に1条を加える改正規定並びに附則第6項及び第10項(次号に掲げる規定による改正後の横浜市市税条例(以下「平成28年条例」という。)附則第17条第1項附則第17条に係る部分を除く。)の規定
平成27年4月1日

- (3) 第21条第4項、第26条の2第1項の表及び第29条の4の2第2項第29条の4の2第2項及び第33条の5の2第1項の改正規定、第33条の6第3項の改正規定、同条第4項の改正規定(「課される法人税」の次に「若しくは地方法人税」を加える部分を除く。)、第73条第1号、第2号ア及びエ、第3号並びに第4号の改正規定並びに第129条の7第1項の改正規定並びに附則第17条の改正規定並びに附則第5項、第7項から第9項まで及び第10項(平成28年条例附則第17条第1項平成28年条例附則第17条に係る部分に限る。)の規定
平成28年4月1日

(第4号及び第2項から第7項まで省略)

- 8 平成28年条例附則第17条第1項附則第17条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 9 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る平成28年条例附則第17条第1項附則第17条の規定の適用については、同項同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。
- 10 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対

して課する軽自動車税に係る新条例第 73 条第 2 号及び平成 28 年条例 附則第 17 条第 1 項 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(省 略)		
平成28年条例 <u>附則第17条第1項</u> の表以外の部分	第73条第2号	横浜市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月横浜市条例第32号。以下この条において「新改正条例」という。）附則第10項の規定により読み替えて適用される第73条第2号
平成28年条例 <u>附則第17条第1項</u> の表第73条第2号イの項	第73条第2号イ	新改正条例附則第10項の規定により読み替えて適用される第73条第2号イ
	3,900円	3,100円
平成28年条例 <u>附則第17条第1項</u> の表第73条第2号ウの項	第73条第2号ウ	新改正条例附則第10項の規定により読み替えて適用される第73条第2号ウ
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円